

第20回技術情報検討会議事概要

1. 日 時:平成28年7月11日(月) 10:00~12:25

2. 場 所:原子力規制委員会13階 会議室 A

3. 出席者:

原子力規制委員会

更田委員

原子力規制庁

安井技術総括審議官、櫻田原子力規制部長、大村緊急事態対策監、山田審議官、青木審議官、山形原子炉規制総括官、小野安全規制管理官(BWR)、市村安全規制管理官(PWR)、澤田安全規制管理官(発電炉検査)、黒村安全規制管理官(新型炉・試験研究炉・廃止措置)、片岡安全規制管理官(再処理・加工・使用)、青木安全規制管理官(廃棄物・貯蔵・輸送)、倉崎技術基盤課長、鬼沢安全技術管理官(システム安全)、梶本安全技術管理官(シビアアクシデント)、内田安全技術管理官(核燃料廃棄物)、小林企画官(地震・津波)、平野地域連携推進官(国際室)、

椛島主任技術研究調査官、小澤上席技術研究調査官、米林主任専門職、山口安全審査官、伊藤安全審査官、二宮品質管理専門官、糸川係員、小口係員、丸岡技術参与、広瀬技術参与

日本原子力研究開発機構

中塚規制情報分析室技術主幹

事務局

荒木原子力規制企画課長、石井企画官、小林課長補佐、帯刀課長補佐、伊藤専門職、片岡専門職、松田係員

4. 議題: (1)【審議】運転経験反映プロセスの再評価について(IRRS 対応)
(2)【報告】スクリーニング状況について
(3)【審議】高エネルギーアーク損傷(HEAF)に関する対応方針について
(4)【審議】米国情報 GL2016-01「使用済燃料プールの中性子吸収材のモニタリング」
(5)【審議】金属キャスク事例規格廃止に係る事業者からの報告書の検討結果について
(6)【審議】LOCA 基準に関する最新知見反映の再検討について
(7)【報告】要対応技術情報リスト(累積)
(8)【報告】2次スクリーニング上程案件の処理状況一覧表について

5. 議事要旨

(1)事務局より、「運転経験反映プロセスの再評価について(IRRS 対応)」(資料20-2)を説明し、了承された。IRRS会合で指摘された「安全上重要な事象が十分に報告されるような基準になっていること」に関しては、事象収集の範囲を拡げ NUCIA 情報のうち法令報告以外の「保全品質情報」の報告を受けることをルール化することで対応していくことが確認された。なお、席上、事務局から原子炉の自動停止回数がフランスでは、年間 49 件(2014 年)も発生しているのに対して、日本のそれは、東日本大震災前の 10 年間(2001~2010 年)でわずか 8 件(年平均 0.8 件)であり、大きな差がある旨の説明があったが、その理由(フランスでは、保守的な管理値になっていてすぐ止めるのではないか等)を国際室と協力し

て、フランス規制局(ASN)に問い合わせることとなった。9月のASN－規制庁定例会等を利用する。

- (2) 事務局より、資料20-3及び20-4に基づいて、スクリーニング状況について説明した。
- (3) 事務局より、「高エネルギーアーク損傷(HEAF)に関する対応方針について(案)」(資料20-5)に基づいて、HEAF に関する規制対応方針について説明した。質疑の結果、HEAF 案件は、アーク放電後に火災が発生するエネルギーのしきい値を決定する推奨試験方法を含む評価ガイドの作成が短期間で実施できる場合には、行政指導文書による指導の期間を設けることなく、設置許可基準の解釈の明確化等規制基準の見直しで対応する方針となった。そのため、早急に、関連するすべての事業者(実用発電用原子炉施設、もんじゅ、再処理施設、加工施設、研究炉)に対して現在の設備状況の確認と対応に要する期間等について聴取することとした。また、規制基準の見直しに向けて、基盤 G は、早急にアーク火災発生エネルギーのしきい値を決定する推奨試験方法を含む評価ガイドの作成を進めることとなった。
- (4) 事務局より、米国情報 GL2016-01「使用済燃料プールの中性子吸収材のモニタリング(案)」(資料20-6)を説明した。日本では、米国で劣化が確認された中性子吸収材を使用していないこと、日本で用いているボロン添加ステンレス鋼については経年劣化の問題がないことを試験などで確認済みであることから、本件をスクリーニングアウトとすることについて、異論なく、了承された。
- (5) 事務局より、「金属キャスク事例規格廃止に係る事業者からの報告書の検討結果について(案)」(資料20-7)を説明した。日本機械学会が、平成 27 年に金属キャスク構造規格の添付 3-3 及びアルミニウム合金事例規格を廃止したことに伴い、規制庁は廃止となったアルミニウム合金事例規格に登録されている合金と同種の材料を乾式貯蔵キャスクの構造材として使用している又は使用予定にしている事業者に当該キャスクの性能評価報告書の提出を求め、その内容を検討した結果、新たな安全対策は不要であることを確認した。本件については、新たな安全対策は不要であることについて、異論なく、了承された。
- (6) 安全技術管理官(システム安全)より、「LOCA 基準に関する最新知見反映の再検討について」(資料20-8)について、説明があった。本件については、当面、新たな規制対応等の措置は不要であるとされたものの、今後の安全研究の進め方等について再検討するよう指示された。
- (7) 事務局より、「要対応技術情報リスト(累積)」(資料20-9)に基づいて、要対応技術情報の対応状況について説明した。幹部より、目標終了時期が未定のもの(Y2015-12-01)について早急に目標終了時期等を明確にするとともに、今年度中となっているものの処理を加速するよう指示があった。
- (8) 事務局より、「2次スクリーニング案件の処理状況」(資料20-10)について、これまで2次スクリーニングに上程された案件の処理／検討状況について説明した。また、事務局より、本リストは、関係者への情報共有のため、原子力規制庁ホームページの「技術情報検討会」のページに掲載し、随時更新していくことを報告した。
- (9) その他
要対応技術情報リストのうち「もんじゅにおける保安規定遵守義務違反等について」は、このリストに掲載する必要はないのではないかと指摘があった。

以上